

政令第二百八十七号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第二項、第十三条第一項及び第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の二号を加える。

十二 ポリクロロ ニ・ニ ジメチル 三 メチリデンビスクロ「ニ・ニ・一」ヘプタン（別名トキサフェン）

十三 ドデカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇・〇」^{二・六}・^{三・九}・^{四・八}「デカン（別名マイレックス。第三条の表第九号において「マイレックス」という。）

第三条の表に次のように加える。

九 マイレックス

木材用の防虫剤

第四条を削り、第四条の二を第四条とする。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の三を第五条とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成十四年十一月一日から施行する。